

可見市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画（第8期）

1 計画の基本事項

(1) 計画の背景と目的

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では、高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加、介護離職の増加など高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。そうした中でも、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、団塊の世代が75歳になる令和7年(2025年)を見据え、「可見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）」を策定します。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間と定めます。

2 計画の基本理念

住み慣れた地域で 安気に暮らし続けることができるまち 可見

令和7年(2025年)が近づく中、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向け、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加が見込まれ、さらに高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症の人の増加も見込まれるなど、支援を必要とする人が更に増加し、複雑化・複合化した支援が求められています。

また、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、「我が事」として地域に参画し、「丸ごと」つながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムは、重要な役割を果たします。

そのため、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていきます。

3 基本目標

基本目標Ⅰ 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり〈自助〉

高齢者一人ひとりが、元気に地域で生活をするために、健康づくりと介護予防を推進していきます。

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる団体が連携して見守り・

支え合えるまちづくり〈共助〉

医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域で生活支援の体制づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 適切なサービスが過不足なく提供され

安気に暮らせるまちづくり〈公助〉

地域における身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターの充実を図る等、関係団体等と連携した支援体制を推進します。

4 主な施策の内容

基本目標Ⅰ

1 健康づくり

高齢者が生涯現役で過ごすため、健康増進計画と連携した健康づくり事業や保健事業の取り組みを進めます。

2 生きがいづくり

高齢者のニーズを捉えながら、地域活動や講座やイベントの開催、ボランティア活動の充実等、高齢者の知識や経験を生かした活動の支援を行います。

3 社会参加と就労

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、生きがいを持って生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

4 一般介護予防事業の推進

高齢者の生活の質の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防の取り組みを推進します。

重点

基本目標Ⅱ

1 地域内の見守り活動の推進

高齢者の地域での生活を支える重層的な支援体制の構築が必要であり、地域での見守りや支え合いを強化していきます。

2 地域支え合い活動の推進

支援が必要な高齢者等の日常生活や健康を地域住民等で支え合うとともに、安否確認や見守りを兼ねたサービス等の充実を図ります。

3 地域の生活支援体制整備

日常生活の支援が必要な人や家庭のニーズにあった多様な生活支援サービスを地域で提供し、在宅生活を支援します。

4 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築します。

重点

5 地域ケア会議の推進

地域ケア会議を充実し、地域への展開に向けて取り組みます。

基本目標Ⅲ

1 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能の強化を図ります。

重点

3 認知症施策の推進

認知症高齢者に対する地域での支援の充実を図っていきます。認知症予防の取り組みの強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を作ります。

重点

4 適切で過不足のない介護サービス

住み慣れた地域でいつでも安心して必要なサービスの提供を受けられるよう、地域に密着したサービス提供体制の充実をめざします。

5 介護職員の確保対策と福祉への理解

介護職員の確保のため、介護サービス事業所への新規就職者の確保及び介護職員の離職防止と定着促進、福祉教育の推進を図ります。

重点

6 介護給付等に要する費用の適正化

国が示す介護給付適正化計画に関する指針に基づき、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、介護給付の適正化事業を推進します。

7 安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、住まいづくりや防災体制を充実させます。

8 高齢者の住まいの確保

高齢者が安心して暮らせるように、多様なニーズを踏まえて有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者居住安定確保のための施策の推進を図ります。

5 第1号被保険者の保険料

■所得段階内訳・保険料率

※第1～3段階の（ ）内は、軽減後の金額です。

所得段階	所得等の条件	基準額 に対する 比率	保険料 年額 (円)	保険料 月額 (円)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	×0.50 (×0.30)	34,200 (20,520)	2,850 (1,710)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下	×0.65 (×0.40)	44,460 (27,360)	3,705 (2,280)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える	×0.70 (×0.65)	47,880 (44,460)	3,990 (3,705)
第4段階	住民税課税世帯で、本人は住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	×0.85	58,140	4,845
第5段階 (基準)	住民税課税世帯で、本人は住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える	×1.00	68,400	5,700
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額120万円未満	×1.10	75,240	6,270
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額120万円以上210万円未満	×1.20	82,080	6,840
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額210万円以上320万円未満	×1.45	99,180	8,265
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額320万円以上400万円未満	×1.50	102,600	8,550
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	×1.65	112,860	9,405
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	×1.70	116,280	9,690
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	×1.80	123,120	10,260
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	×1.85	126,540	10,545
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	×1.90	129,960	10,830
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	×1.95	133,380	11,115
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	×2.00	136,800	11,400
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額1,500万円以上	×2.20	150,480	12,540

※合計所得金額については、平成30年度税制改正の影響を受けないよう調整した金額を使用します。

可見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）[概要版]

発行：可見市
編集：可見市 福祉部 介護保険課・高齢福祉課
〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地
電話：0574-62-1111（代表） FAX：0574-60-4616
電子メール：kaigohoken@city.kani.lg.jp
ホームページ：http://www.city.kani.lg.jp
発行年月：令和3年3月